慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究 三〇四〕 宗教団体内でされた懲戒処分の効力の有無の確認を求める訴えの適否
Sub Title	
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.4 (1993. 4) ,p.141- 154
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930428-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

分析と展開・商法Ⅰ〔会社法〕一六五頁、加美・前掲二四八～二四九頁注(1)・二五〇～二五一頁注(5))。そうだとすると、事後設立に関する株主総会の特別決議がなされておれば、二六五条の取締役会の承認は不要と解せる余地もあろう。しかしながら上述のように、特別決議はあったのか、あるいはそれと同視しうる状態があったか否かについての認定はない。

六　以上検討してきたように、判旨は詳細な事実認定をなさないまま、安易に「個人的会社」だからと商法の適用を否定した。このような、「雰囲気による」理論は批判されてしかるべきであろう。もっとも、Z社の請求を認めた結論には賛成してよいかもしれない（近藤・前掲二五頁は、判旨の結論の妥当性は否定しがたい、と断定しておられる）。次のような理由による。Z社は、ゴルフ場経営のためにXにより設立された会社で、設立後Xが代表取締役に就任した。本件土地は、名義上は一旦Xが取得し、その後Z社に移転されている。けれども、Xの介在は名義だけのもので、計算はすべてZ社によっており（同社の会計帳簿上は同社所有地として処理され、同社が売買代金を供託し、また、造成工事を行いゴルフ場として利用している）、最終的な買主はZ社であると本件土地の売主も容認していた。このような事情のもとでは、実質的にはXはZ社の機関あるいは代理人として本件土地を購入しているのであり、XにZ社の本件土地譲受行為の無効の主張を許す利益は考えられないし、またそのような主張は信義則に反すると評価しうるのではなかろうか（なお、大隅＝今井・会社法論・上巻〔第三版〕二五五頁注(2)参照）。これはこれで多少荒っぽい気もしないではないが、事実関係に不明な点が多く、これ以上の判断はできない。

山本爲三郎

〔最高裁民訴事例研究三〇四〕

平四1（最高民集四六巻一号一頁）

宗教団体内でされた懲戒処分の効力の有無の確認を求める訴えの適否

懲戒処分無効確認、地位確認請求事件（平成四・一・二三第一小法廷判決）

X（原告・控訴人・上告人）は包括宗教法人Y（＝真宗大谷派、被告・被控訴人・被上告人）の被包括宗教法人Z（教覚寺）の役員・住職であった者であるが、XはYの宗務所の役員（宗務役員）

となり、本件懲戒処分前は経理部附次長・財務管理室主任であった。ところで本件は真宗大谷派の管長と内局との紛争に関連した事件であり、Yが管長派のXの紛争中に行った行為を根拠にXを処分したことに対して、Xがその不当を裁判所に訴えたのが本件事件である。すなわち、Yは昭和五一年四月二四日に、経理部附次長・財務管理室主任にあったXの宗務役員としての職を解き（いわゆる免役処分にし）、昭和五六年八月三一日にXに対して懲戒条令二九条により重懲戒七年の処分を行った。XはYに対して重懲戒処分の再審を求めたが、昭和五六年一〇月二九日に却下されている。Xの請求は二つあり、一つは重懲戒処分（以下では甲処分と表記する）の無効確認請求である（以下ではこの請求を甲請求と表記する）。もう一つは前記免役処分（以下では乙処分と表記する）の無効を理由にした自己の宗務役員としての地位の確認請求である（以下ではこの請求を乙請求と表記する）。

Yは先ず甲請求事件について、本件訴えは却下されるべきであると主張した。その理由は甲請求事件は宗教団体の内部規律の問題であるから、そもそも司法権が及ぶものではないし、懲戒処分の無効確認請求は懲戒によって生じるX・Y間の具体的法律関係の争いではないというものである。その上でYは処分理由として次のような根拠を挙げた。Xは宗務役員であり内部規律を知る立場でありながら、教団の規定のない役職（参務事務取扱）に就任し、宗務所を不法に占拠し、経理部の金庫に穴を開ける等の行為を行った。すなわち、昭和五一年四月一四日に大谷光暢管長はXを参務事務取扱並びに責任代務者に任命したが、それは教団の規定に存在しない役職である。昭和五一年五月一五日に管長派僧侶による宗務所の占拠、籠城事件があったが、Xはそれに参加し、教団の秩序を紊乱した。そして現在に至るまで反省が見られず、反教団活動をしている。

これに対してXは次のような反論を展開した。先ず裁判所の審判権については「当該処分が被処分者の生活の基礎を覆す程度に重大であり、懲戒にかかる事実が存在しないか、その手続が著しく公正を欠くか、又は処分が著しく不当であるかして、懲戒処分を維持することが社会的な通念に反する場合は、司法権の対象になる」と主張した（引用は原審判決の事実欄からの転記、以下同じ）。そして本件懲戒処分のXに対する意味については「Yの懲戒条令によると、重懲戒七年の懲戒処分に処せられた者は、自坊以外の場所で一切の僧侶としての活動ができなくなるばかりでなく、一切の役職を免ぜられ、住職としての地位も免ぜられる。Xが代表役員を務める教覚寺〔Z〕においては、住職が代表役員に就任する規則であるから、Xは、本件懲戒処分により住職の地位及び代表役員の地位も免ぜられたことになる。また、原告〔X〕は、単に自坊における活動にとどまらず、門徒、信徒らの自宅で行われる葬式や月参り、年忌法要等のほか、他の寺院での宗教活動によってその生活を支え、自坊を維持しているところ、原告にとって重懲戒の処分に処せられるということは、原告〔X〕の宗教活動が制限されるにとどまらず、市民としての生活権を著しく制限されることになる」と主張した。

甲処分が無効である理由として、Xは次のような処分の不当性を主張した。昭和五五年一一月四日（原審は五日としている）に管長側と内局側との間に和解が成立し、その際に報復的懲戒をしない、既になされた懲戒処分の減免等について善処する旨が約束されたが、本件処分はそれに反する。仮にそうでないとしても、右和解の成立の事情からして本件処分は懲戒権の権利濫用である。また五年前の行為を理由に行った処分であるから、懲戒権は既に失効している。そもそも懲戒処分は事実誤認に基づいているし、仮にそうでないとしてもそれらの行為は懲戒事由に該当しない。さらに懲戒処分の内

容は不当に重く、他の被処分者と比較して公平を欠いている。なおXは、懲戒処分理由になっている規定にない役職（参務事務取扱）に就任したことについて、それは当時の大谷光暢管長の命に従ったものであり、積極的に就任した訳ではないとも述べている。

乙請求事件について、Yは昭和五一年四月二四日の免役処分の理由として次のような主張を行った。Xは昭和五一年四月一四日に病気療養を理由に公休を届けたにもかかわらず、上司の了解を得ることなく規定にない参務事務取扱に就任し（Xの主張によれば一三日に就任）、財務長予定者として市内の銀行に赴いて内局に対して宗派の預金を払い戻さないように画策した。これは宗務役員として職務上の義務違反であり、宗門に迷惑を及ぼす行為である。また甲処分により、XはYの役職を解かれているから、いずれにしても現在XはYの宗務役員でない。これに対してXは次のように反論した。参務事務取扱に就任したことを理由にした処分であるが、この理由は処分当時に挙げられておらず後から追加されたものであるし、就任したのは管長の命に従ったものであるから、処分は不当である。確かに一四日に銀行に行ったが、財務長予定者として内局に対して宗派の預金を払い戻さないように画策したことはない。本件処分は一四日の行為に基づいているが、Yはそれ以前に処分を準備していて、一四日の行為を聞いて直ちに処分したもので、手続的にも杜撰が見られる。また処分内容も降級、減俸、譴責処分等を全く検討することなく免役処分にしたのは不当である。

これらX、Yの主張に対して第一審、第二審ともYの本案前の主張を排斥し、本案の判断を行い、いずれの請求も棄却した。原審が本案前の抗弁を排斥した理由は、判例集に掲載されていないが、本件最高裁判決は原審の判断を次のように纏めている(1)。「原審は、本件処分により、上告人〔X〕が、自己の所属する寺院以外の場所で一切の僧侶としての活動ができなくなり、住職としての地位を含め一切の役職を免ぜられ、宗教法人教覚寺〔Z〕の代表役員の地位、被上告人〔Y〕の宗務役員たる役職も失い、本件処分によって上告人〔X〕は経済的に重大な影響を受けるとの事実を認定し、右事実を前提とすると、本件処分によって上告人〔X〕の具体的な権利又は法律関係に変動を生ずるから、本件処分に関する争いは具体的な権利又は法律関係に関する争いであり、裁判所として本件処分の適否を判断することができるとして、請求の内容である本件処分の効力の有無を判断した上、上告人〔X〕の請求を棄却すべきものとした」。なお原審でXが管長と内局との間の和解で報復的懲戒をしないとの約束があったことと、管長は宗務総長等の解任や参務事務取扱を任命する権限がある旨の主張をしたが、これについて原審は次のように判断している。前記和解では将来の一切の懲戒処分をしない旨を約束したものでなく、単に報復的懲戒処分はしないということであり、「本件懲戒処分〔甲〕は正当な根拠に基づくもので決して報復的な懲戒であるとは認められない」。教団の規定の解釈によれば、「管長において独自に宗務総長や参務を解任する権限を有するものではなく、管長があえてその解任なる行為を行い宗務総長や事務取扱や参務事務取扱を任命しても法律上はその効力を生じるものではないと解するのが相当である」。

これに対してXは、従来の自己の主張のほぼ繰返しと思われる理由で上告した。最高裁は次の理由で、乙請求に関しては上告を棄却したが、甲請求については訴え却下の判断を下した。すなわち、最高裁は甲請求については職権でその争訟性を審査し、その争訟性を否定し、訴えは不適法であるとして原判決を破棄し、その部分の第一審判決を取り消し、訴えを却下した。判決理由の1は上告人Xの主張を、2は原審の判断をそれぞれ要約したものであるから掲載を

省略する。

「一　本件懲戒処分無効確認請求について、職権をもって判断する。

1　……。2　……。

3　……　宗教団体内部においてされた懲戒処分が被処分者の宗教活動を制限し、あるいは当該宗教団体内部における宗教上の地位に関する不利益を与えるものにとどまる場合においては、当該処分の効力に関する紛争をもって具体的な権利又は法律関係に関する紛争ということはできないから、裁判所に対して右処分の効力の有無の確認を求めることはできないと解すべきである（最高裁昭和五一年(オ)第九五八号同五五年一月一一日第三小法廷判決・民集三四巻一号一頁参照）。これを本件についてみるに、原審の適法に確定したところによれば、本件処分は、被上告人〔Y〕の宗教団体内部の規律違反に関するものであり、被上告人〔Y〕の宗教団体内部において、上告人〔X〕の僧侶としての宗教活動を制限し、又は宗教団体内の地位をはく奪し、若しくは降格するものであるというのである。そうすると、本件処分の効力の有無をもって具体的な権利又は法律関係に関する紛争ということはできない。

もっとも上告人〔X〕は、前記1(三)記載のとおり、本件処分により上告人〔X〕が被る不利益として、宗教法人教覚寺〔Z〕の代表役員又は同寺の住職たる地位の喪失及び僧侶としての活動等が制限されることによる収入の減少を挙げる。しかし、原審認定事実によっても、教覚寺〔Z〕の住職たる地位が単なる宗教上の地位以上の法律関係を含むものであるとは認められない上、宗教法人教覚寺〔Z〕の代表役員たる地位の存否は、同宗教法人との間の紛争であって、本訴当事者間の権利又は法律関係に関する紛争ということはできない。そして、本件処分の結果として上告人〔X〕が経済的及び市民生活に関する不利益を受け、これが具体的な権利又は法律関係に関する紛争に該当することがあるとしても、その故に本件処分の効力の有無をもって具体的な権利又は法律関係に関する紛争ということはできない。

4　右によれば、請求の内容の当否を判断して上告人〔X〕の右請求を棄却すべきものとした原審の判断は違法であり、この違法が判決に影響することは明らかであるから、原判決は、この部分につき破棄を免れない。そして、本件処分の無効確認請求に係る訴えは不適法として却下すべきものであるから、右請求を棄却した第一審判決を取り消し、右訴えを却下することとする。

二　本件地位確認請求について

……

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右事実関係によれば、本件処分によって上告人〔X〕は被上告人〔Y〕の宗務役員たる地位を喪失したものというべきであるから、右地位にあることの確認を求める上告人〔X〕の請求を棄却すべきものとした原審の判断は首肯するに足りる。論旨は採用することができない。」

一　はじめに（問題の所在）

本判決は、宗教団体内部でなされた懲戒処分の効力についての確認を求める訴えは不適法であると判示するものであるが、最高裁は宗教団体内部の紛争の処理に関して、既にいくつかの判例を通じて、その態度を明らかにしてきた。そこで本判決や判例理論の当否について検討する前に、先ずそれら一連の判例

と本判決との関係について考えてみようと思う。すなわち、本判決によって判例理論がどのようなものになったかを認識する作業であり、本判決は宗教団体紛争に関する従来の一連の最高裁判例の中でどのような位置を占めるのかという問題である。次に考察すべき問題は本判決が判示した内容の当否の問題である。すなわち、本判決は宗教団体内部の懲戒処分に対して司法審査が及ばないこと、換言すれば懲戒された者に裁判上の救済方法を認めないことを説いたが、それが果たして正当であるかを考えてみようと思う。これは従前の学説や判例の議論を整理し、参考にしながら考えてみるつもりである。

二　従来の最高裁判例の状況と本判決の位置付け

宗教団体の紛争の処理方法に関する従来の最高裁判決をここ一二年ほどを中心に纏めてみると、判例理論として次の三つの命題が確立したと見ることができる。[2] なおこの三つの命題は判決年月日順であるので、近時の最高裁はこの問題に対して消極的姿勢を強めてきたということもできるであろう。[3]

1　宗教上の地位（教祖、法主、住職など）の存否それ自体を訴訟物とする訴訟は法律上の争訟に当らず、裁判所の審判権は及ばない。これは最一小判昭四四・七・一〇民集二三巻八号一四二三頁（慈照寺事件判決の判示事項の第一）と最三小判昭五五・一・一一民集三四巻一号一頁（種徳寺事件判決）が明らかにしたものである。

2　具体的な権利義務関係ないし法律関係についての請求の当否の判断の前提問題として、特定の人につき宗教上の地位の存否（選任ないし罷免の適否）について、審判権を有する。ただし、その判断の内容が、宗教上の教義の解釈等の本来宗教団体がその自治によって決定すべき事項にわたる場合は、審判権は有しない。これは最三小判昭五五・一・一一民集三四巻一号一頁（種徳寺事件判決の判示事項の第二）と最一小判昭五五・四・一〇裁判集民事一二九号四三九頁＝判時九七三号八五頁（本門寺事件判決）が明らかにしたものである。

3　具体的な権利義務関係ないしは法律関係の存否を訴訟物とする訴訟ではあるが、前提問題として本来宗教団体がその自治によって決定すべき宗教上の教義、信仰ないし宗教活動に関する事項について争いがあり、請求の当否を決することについてその判断を避けることができず、形の上では法律上の紛争であっても、実質上は宗教上の教義の争いである場合は、法令の適用をもって裁判することができないから、裁判所の不干渉、中立性を示す意味で訴えを却下する。これは最三小判昭五六・四・七民集三五巻三号四四三頁（板まんだら事件判決）と最二小判平元・九・八民集四三巻八号八八九頁（蓮華寺事件判決）が明らかにしたものである。

もちろんこのような理解については異論があり、各判決の異質性に注目すべきであるとの見解もあるが、[4] 蓮華寺事件判決によって、裁判所の消極的姿勢が一層強められたことからすると、[5]

今後の判例理論はこれら三命題の展開によって問題を処理するのではないかと思われる。例えば、第一命題であれば、宗教上の教義の真否、解釈、信仰の価値等を訴訟物とする訴訟は許されないということに当然に発展するであろう。しかし、この種の問題について既に判例理論が確立したというは早計である。第三命題であれば、紛争の実質が宗教上の紛争でない場合の最高裁の判断は未だ「未知数」ということであろうし、[6] 蓮華寺事件判決に対する多くの学説の批判から、蓮華寺事件判決以降であっても、判例の動きはなお流動的であるというべきであろう。[7]

このような判例の状況において、本判決はどのような意味を有するのであろうか。第一に甲請求事件についての本判決が種徳寺事件判決を引用していることから明らかなように、本判決は種徳寺事件判決で示された判例理論、すなわち、前記の判例理論の第一命題を確認し発展させたものである。もっとも事件の構成は両者は異なる。種徳寺事件では原告は被包括法人・種徳寺の前の住職であり、包括法人（曹洞宗）を相手に、被包括法人・種徳寺の住職たる地位の確認を求めたものである。これに対して本件ではそのような構成ではなく、包括法人を相手にその懲戒処分の効力そのものを争ったものである。そこで住職たる地位の確認と懲戒処分の無効確認との関係が問題になるであろうが、[8] 両者は表裏の関係として把握すべきであるから、本判決が種徳寺事件判決を引用するのはその意味で正当であり、本判決は当然の帰結であると言える。

第二に本判決は乙請求事件を処理することによって、判例理論の第二命題を肯定したことである。すなわち、種徳寺事件判決が前記のように二つの判例理論の命題を明らかにしたように、本判決は甲請求事件については第一命題によって、乙請求事件については第二命題によって処理している。もっとも本判決の乙請求事件の処理は過去の判例を引用することもなく、極めて事務的に処理している。上告棄却であるし、メインの問題でないからであろう。ただ第三命題との関係で言えば、本件は種徳寺事件のように住職の非行が問題とされた一般的な懲戒事件ではなく、第三命題に関する判決の背景にある団体内部の派閥的な争いの事件とも言える。そこで事件を実質的に考察した場合に、本件のような場合に第二命題を適用して実体判断を行い、第三命題に関する事件で本案の判断を行わないとするならば、その当否が問題になるかもしれない。[9]

いずれにせよ、このようなことからすると、本判決は従来の判例に対して特に目新しいものではないということになり、単にいわば宗教判例の蓄積に一つ加えられるべきものという評価になる。[10] しかし、そのことは、具体的事件が異なるにしても、前記判例理論の第一命題、第二命題を改めて確認したことになろうし、本判決は第三命題と直接関係しないにしても、これら三つの命題の展開から考えて、従前の判例理論をより確実なものにしたということができるであろう。このような判例理論が正しいのか否かが正に問題であるが、本件は甲請求事件がメイ

ンであるし、第一命題がこの問題の出発点とも考えられるので、それぞれの命題の当否を考えるのでなく、以下では本判決が展開した判例理論の第一命題を中心に考察してみようと思う。

三　従来の議論の状況とその根拠

宗教団体の懲戒処分と裁判所の審査権の問題について従来の判例・学説の状況を概観してみると、宗教団体上の地位に関する確認や懲戒処分無効確認の訴えは、不適法であるとする消極説と適法とする積極説がある。[11] 本件判決や前記判例理論の第一命題は正に消極説であるが、[12] 本件の一、二審判決は積極説である。積極説は宗教団体の懲戒処分や団体上の地位は市民的権利や社会生活関係と密接な関係があり、特に懲戒処分が適正な手続でなされない場合は基本的権利の侵害が生じるとして、司法審査を肯定する見解である。[13] 積極説はさらに司法審査の対象は実体問題・手続問題の双方に及ぶとする説と、実体問題は原則として団体の自律的判断を尊重し、司法審査は手続問題のみ行うとする説が主張されている。[14]

このような分類によれば、消極説は懲戒処分の市民生活への影響を無視する説であり、積極説は市民生活への影響に注目する説と言うことができる。消極説が処分の市民生活への影響を無視することの根拠、すなわち、宗教団体の紛争に対して裁判所は関与すべきでないとする消極的見解の根拠は次のようなものである。[15] ①何等かの権利義務関係が存在することを理由に裁判所の審判権を肯定すると、宗教団体の紛争は全て裁判所の判断を仰ぐことになり、宗教団体の自律性が侵害されるし、そのことは宗教に対する国家の干渉という事態を引き起こすことになる。②宗教上の地位が既判力で確定されるとすると、それは正に国家が団体内部の地位を公認することを意味するから、信仰の自由や団体結社の自由に対する侵害になる。③判例理論は第一命題と第二命題を確立させたが、それは正に信仰の自由や結社の自由と国家による紛争解決の要請との苦心の調和の現れである。すなわち、裁判所は訴訟物である権利・義務もしくは法律関係の判断に必要な限り、宗教上の地位に関して判断するが、それはあくまでも理由中の判断であり、判決主文では判断しないから、国家が宗教に関与したことにならない。④例えば住職の地位が法律的関係であるにしても、それは被包括法人との関係であって、包括法人との間には法律関係はなく、包括法人相手の裁判は被告適格を欠く。

さらに種徳寺事件の最高判決が是認した控訴審判決は、次のような理由を述べている。⑤包括法人（曹洞宗）の規則によれば住職は宗教活動の主宰者の地位を占めているに過ぎない。⑥宗教法人法では宗教団体の財産的活動のみを法律の規制の対象とし、宗教活動の面は規制していないが、これは信仰の自由を実質的に保障しようというものである。⑦住職が宗教活動の主宰者の地位以外に独自の財産活動をしていること、あるいは財産活動をする権限を有していることを原告（被処分者）は主張・立証していない。⑧住職が宗教活動以外の事項（特に財産活動）

について独自の権限を有することは、宗教上のことについて法律的に内容に干渉される道を拓くことであり、宗教法人法上から好ましくない。⑨住職が財産的行為をしたように見えるが、それは法人の代表役員としての行為である。⑩代表役員の地位が判決で確定されれば、住職たる地位を喪失しても代表者たる地位に変更は生じないものであり、包括法人も認めざるを得ない。

このような消極説の主張に対して、社会生活への影響を重視する積極説は次のように反論する。⑪例えば住職であれば、純粋に宗教上の地位に尽きるものでなく、宗教法人の代表役員の地位と結びついているし、宗教団体内部の地位を超えて種々の財産的利益と結びついた社会的地位に転化している姿に注目すべきである。⑫消極説は他の訴訟物の前提問題ならば判例理論の第二命題のように（あるいは本件乙事件の判断のように）、団体上の地位や懲戒処分の有効・無効を判断することを認めている。かような判断をすること自体、訴訟物としては認めないことと矛盾した行為である。また判決理由で判断することを認めることは、その判断は判決理由中の判断であるから判断内容は再度争えることになり、当該宗教上の地位や処分の効力に関する裁判所の判断に矛盾が生じる危険性がある。もし矛盾した判決が出された場合は紛争をかえって複雑にするであろう。これに対して判決理由中の判断であっても、既判力類似の拘束力が生じるとする見解や、あるいは制限的既判力を認める見解があるが、特定の事件に対して一般的な既判力理論を修正するのは技巧的であるし、そもそもそのような理論構成よりも第一命題を否定した方が、理論的に明快である。⑬寺の住職であれば、当該宗教法人（当該寺院）の代表役員を兼ねている場合が多いから、宗教法人の代表役員の点を捉えて、法律上の争訟に構成することが可能であるが、そうでない宗教団体の場合、例えばカソリックの神父の場合は、実態は住職と同じでありながら、宗教法人法の取り扱いが異なることを理由に区別するのは合理性がないし、その結果、神父の場合は司法上の救済の道がないというのも問題である。⑭さらに宗教法人法を根拠にする場合、宗教法人法では包括宗教法人と被包括宗教法人との支配統制関係は規定されていないから、包括宗教法人と被包括宗教法人との関係が問題となる紛争においては同法は役に立たない。したがって宗教法人法のみをもって法律上の争訟を構成するのは不合理である。包括法人の被包括法人に対する支配関係が正に問題であるからこそ、ここに注目して訴訟がなされるのである。⑮また宗教団体内部の紛争は宗教や信仰の自由の問題と関係のない問題である。

四　従来の議論についての私見

要するに①～⑩までが消極説の根拠であり、⑪～⑮が積極説の根拠である。消極説と積極説のそれぞれ根拠はもっともな主張ではあるが、私は次の二つの理由から積極説を支持したい。一つは裁判制度の在り方の理解であるが、裁判制度は自己の権

利が侵害されたとして正義を主張する者に対して、最大限その道が開かれていなければならないと考える。そもそも憲法が定めた裁判を受ける権利はこのような意味で理解すべきかもしれないが、訴訟制度自体からの要請としても考えなければならない。すなわち、民事裁判とは単に紛争を解決するための制度でなく、法的紛争解決の制度であるから、権利救済を求める者に救済の手を差し伸べるものでなければならないと考える。そこで団体の懲戒処分に不服があれば、その者は裁判上の救済が受けられるべきである。これが積極説を支持する第一の理由である。そうなるとそもそも宗教団体の被処分者は権利を侵害された者と言えるのかという反論がなされるが、それについての答えが第二の積極説支持の理由でもある。それは裁判の内容に関するものであるが、裁判所は法を適用する場合に、社会の現実を注視し、そこで生成している法の発見に努めるべきである。単に成文にないからといって現実の関係を無視したり、成文法に固執してはならない。現実の社会の中で法を発見すべきであると考える。すなわち、現実の社会を注視せよということであり、本件で言えば、懲戒処分が影響する社会生活関係に注目しなければならないということである。これが積極説の視点に賛成する理由である。

もちろん積極説に賛成したとしても、積極説に問題がない訳ではない。消極説の主張や問題提起には答えねばならないし、積極説の問題点は解消させなければならない。消極説の主張は三つに纏めることができる。すなわち、このような訴訟物は法律関係ではない(⑤⑨⑩)、裁判所は宗教団体紛争に積極的に関与すべきでない(①②③⑥⑧)、消極説は手続上全く問題ない(④⑦⑩)、の三つである。訴訟物は法律関係でないとの主張は、このような訴訟物が有している法律的側面を無視したものであるし[16](⑪)、消極説は手続上問題ないとの主張も問題がないということであって、それが適切であるとの論証にはならない。宗教団体紛争に積極的に関与すべきでないとの主張も、結社の自由や信仰の自由という価値を不当に拡張していると批判せざるをえない。宗教団体内部の紛争について内部の処理に満足しない者が生じた場合は、自主的解決機構が機能しないことであり、それを結社の自由や信仰の自由で正当化することは許されない。実際のところ自主的解決を待つといっても、それは放置を意味するであろうし、団体の自治が十分に発揮されていれば裁判を恐れることは全くない筈である。団体の自治の錦の御旗の下に個人が抹殺されることの方が問題である。裁判がなされることが直ちに干渉ではないし、裁判によって団体の処分が審査されるとなると、処分は適正に行われるし、内部規範が充実し、団体の健全な発展を促すものであろう。もちろん、信仰の自由や宗教の自由は尊重されなければならないが、それは教義の解釈について裁判所が判断をしなければ済むことであって、このことから直ちに訴訟を認めないということが導きだされる訳ではない。具体的な方法については既に議論が深化しているように

思う。[17]

さらに積極説の場合の問題点は包括法人と被包括法人との関係である。本件で言えば、包括法人Yが Xにした処分の有効・無効の判断が、被包括法人Zとの関係でどのようになるのかということである。本件では当事者はXとYだけであるが、Zとの関係はどうかということである。消極説であると、YとZとの関係だけに注目して、XとYとの関係に注目しないことになるから、問題は生じない（④⑩）。確かにこの問題は一般民事訴訟法の原理で考えざるをえないので、XとYとの訴訟の結果にZは拘束されないから、XとZとの訴訟で異なった判断が生じることを認めざるをえない（⑩）。しかし、Zの代表者はYが任命したものを充てるとの規定があれば、XY間の訴訟だけで終了する場合もあろうし、そもそも団体内部の処分や地位紛争はXY間の問題であることからして、XY間の訴訟の結果が例え当事者を異にしても、それを前提問題とする他の訴訟において事実上の拘束力を発揮するであろう。またこの場合に対世的効力を有するとの解釈論も不可能ではないように思う。

あるいは積極説では濫用的訴訟が増加して裁判所は団体紛争でパンクしてしまうのではないかと危惧されるかもしれない。しかし、濫用的訴訟は別にして、救済を求める者がいるならば致し方ないであろう。そもそも裁判所の審判権の問題は、裁判所の負担の軽減や納税者の利益を理由に考えるべきではない。それらを理由にして訴訟が拒絶されるならば、権利の侵害に泣く者の救済制度である訴訟制度の自滅と言わざるをえない。

五　本判決の検討

私見は既に述べたように消極説に反対し、積極説を支持するものであるから、本判決には反対である。[18] 本判決は「宗教団体内部においてなされた懲戒処分が被処分者の宗教活動を制限し、あるいは当該団体内部における宗教上の地位に関する不利益を与えるものにとどまる場合においては、当該処分の効力に関する紛争をもって具体的な権利又は法律関係に関する紛争ということはできない」と述べているが、これは正に消極説の立場であり、懲戒処分の効果として宗教団体内部の不利益しか注目しない見解である。懲戒処分の社会生活への影響を無視した消極説に対する批判は既に述べたので繰り返さないが、結局この点の認識が積極説と消極説の見解の対立の根本的な原因なのであろう。したがって、本判決が根拠として挙げている点についても立場を異にする以上、批判が可能であって、そのまま認めることはできない。以下ではそれぞれについて簡単にコメントしておく。

本判決は第一に、「Z（教覚寺）の住職たる地位が単なる宗教上の地位以上の法律関係を含むものであると認められない」と説く。認められないのは審理が不十分であるということか、それとも審理しても発見できるものではないという考えなのか不明であるが、消極説に立つ以上、審理しても致し方ないとの考えなのであろう。しかし、宗教上の地位以外にも注目すべき

ことは既に述べたことであるし、種徳寺事件判決が主張・立証もないと述べていることに比べると、本判決はそのことに全く触れていないのであるから、消極説をより推し進めたということもできる。その意味で本判決はその波及効果は無視できないものがある。批判する立場からは審判権の問題であるから、自ら判断できることは当然にしても、宗教上の地位以上のものがないというのであれば、あるとすることについて十分な主張・立証させるべきではなかったかとも思う。

第二に本判決は、「Z（教覚寺）の代表役員たる地位の存否は同法人（Z）の紛争であって、本訴当事者（XY）間の権利又は法律関係に関する紛争ということはできない」と説く。正にこれは形式論理であり、紛争の実態を無視している。確かに代表役員の地位は法律の建前ではZ（教覚寺）だけで決まるようであるが、しかし、実際は包括法人で住職として任命されたものが被包括法人の代表者の地位に付く場合が多いであろう。そのような場合は、この関係に注目すべきである。つまり、住職の地位を包括法人が認めるということは、包括法人が一種の雇用者を派遣しているような形であり、住職と包括法人との関係は一種の雇用関係に類似するものと理解すべきではないかと思う。

第三に本判決は、「経済的及び市民的生活関係に関する不利益を受け、これが具体的な権利又は法律関係に関する紛争に該当することがあるにしても、それを理由に本件処分の効力の有無をもって具体的な権利又は法律関係に関する紛争ということはできない」と説く。しかし、経済的及び市民生活関係に不利益が生じるということは、懲戒処分とそれを結び付かせる何らかの法律関係や法律的生活関係が介在するからであって、単なる事実上の効果ではあるまい。あるいは団体と構成員との間は一種の契約関係があると考えると、懲戒処分は正にその関係が問われるのであり、裁判所は実体にまで審理するのが原則であるとも考えられる。そうであるならば、かかる不利益があった場合にはその基本たる権利の侵害を考えるべきである。もっとも対象の適否でなく、訴えの利益という視点から、住職というような抽象的なものの確認は許されないとか、即時確定の利益を欠いているとの批判も考えられる。しかし、今日では契約無効確認とか遺言無効確認は、全く許されないものではないとの見解が多数を占めるようになっている。この点に注目するならば、かような批判は成立しない。換言すれば過去の法律関係の確認の問題が、「権利の保護の資格」の問題から「権利保護の必要」の問題に変遷したことを想起すべきである。したがって、確認の訴えの対象が単に抽象的すぎるということや、あるいは過去の法律関係の確認ということで、簡単に違法視してはならない。

このような理由からも私は本件判決の見解に反対である。

（1）本件判決の判例集掲載においては、通常の例に従い第一審判決の理由は判例集に掲載されていないが、かような掲載方法に疑問がある。原審（控訴審）の判決理由は、第一審の判決理由に付加する

形式で書かれているからである。つまり、一審判決の理由が掲載されていないので、控訴審の判決理由は判例集で直接知ることができないのである。このような掲載方法では控訴審で付加した理由は分かるにしても、控訴審が正当と判断し、自らの判断の基礎とした第一審の判断は知ることができない。特に、本件では裁判所の審判権に関した部分の判断が重要であるにもかかわらず、この点の原審（控訴審）の判断が判例集に掲載されていないのは問題があるように思う。また最高裁が本件判決の中で「原審の適法に確定したところによれば」とか、「原審認定事実によっても」とか述べているが、その内容も判例集からは知ることができない。このような場合にも第一審判決の判決理由を掲載しないのは、あまりにも形式的な編集方針のように思う。

ところで、本件が引用する最三小判昭和五五年一月一一日民集三四巻一号一頁のいわゆる種徳寺事件は、当初別々に二つの訴訟が提起されたため一審判決が二つなされたが、控訴審で併合されたという事案である。この事件ではその二つとも一審判決の理由が判例集に掲載されている。両者の差異は、本判決は原判決破棄自判であるのに対して、種徳寺事件判決は上告棄却である。そこで第一審判決の判決理由が種徳寺事件で掲載されて本件で掲載されない理由は、種徳寺事件では下級審判決が最高裁判決の理解に必要であるが、本件では一・二審の判決を最高裁が否定したから、最高裁判決の理解に原審の判断は必要ないと考えたからかもしれない。もし判例集の編集に当ってかような基準があるとしたならば、そのような考えには反対である。最高裁の判断を理解するためにも、最高裁が批判した原審や一審の判断の内容を直接に判例集から知ることが必要ではないかと思う。もちろん、最高裁の判決の中で原審の判断は要約されているし、担当調査官が執筆したと思われる判例解説の中で知ることはできるのであるが、かような要約の当否を問題にすることも許されてよいのではないかと思う。

あるいは本件では全く問題にならないとの実質判断がなされたのかもしれないし、あるいは関心があれば原本をみればよいということかもしれない。しかし、例えば五〇年後の裁判官や研究者が事件を正確に理解し判決の射程を考えようとした場合に、原審の内容が判例集に掲載されていたならば、判例集はそれに簡単に応じることができるのではないかと思う。もっとも、ここで提起したことはそもそも判例集の公刊は誰のために、何のためにかという根本問題に連なる問題かもしれない。

なおこれも付随的な問題であるが、この機会に研究者として判例集を利用している者の立場から要望を述べてみたいと思う。本件原審判決は事実摘示に関して一審判決の字句の訂正、付加を一八の箇所で行っている。それぞれが事件の内容を知るために重要なものであるが、訂正、付加の指摘は、例えば「原判決〔第一審判決〕五枚目六行目」という表示である。つまり、原判決の判決原本を見ないと正確な訂正や付加の箇所が分からない。判例集だけで判断するとなると、掲載されている一審判決のどの箇所かは前後の文章との関係で判断していくしかないのである。判例集に判決を掲載する場合には、原判決を忠実に再現することは必要であり、勝手に字句の訂正や付加をすべきではないことは当然ではあるが、それにしても全く形式的でよいというものでないと思う。編集者の責任で、例えば「原判決〔第一審判決〕五枚目六行目」は判例集の何頁何行であるとの注を付加するような工夫が検討されてよいのではないかと思う。本件のように原審の判決理由が一部しか明らかでなく、しかも事実の欄で一八箇所もの付加や訂正があるとなると、判例集の利用者が各自その箇所を探す作業を行うのは効率的とは思えないのである。

もっとも判例集編集に全く変化が見られない訳ではない。本件を掲載した判例集では各頁の下に「民集46巻1号」と印刷している。かようなことはしばらく前から行われるようになったが、これは判例集をコピーして利用する場合の便宜に答えたものと思う。便利になったという点で評価したい。そのような利用者の便宜を考えた判例集の体裁についての試みを、今後も行ってほしいと思う。

(2) 宗教団体の内部紛争に関する判例並びに判例理論については既に多くの研究がなされているので、それらの中の比較的最近の文献を利用して、私なりに判例理論を理解して纏めてみた。利用した文献は、主に本文で表記した蓮華寺事件判決についての解説や研究である。魚住庸夫・曹時四三巻五号一五六頁以下(平三)、吉川義春・判タ七六二号二四四頁以下(平三)、松浦馨・ジュリ九五七号一二一頁以下(平二)、竹下守夫・民商法一〇二巻三号一一二頁以下(平二)、高橋宏志・私法判例リマークス一号二〇四頁以下(平元)、伊藤眞「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権」判タ七一〇号四頁以下(平元)である。

なおその他に、小林秀之「民事訴訟法の現代的問題(2)」判タ七五〇号二一頁以下(平三)、竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報三六号一頁以下(創立四〇周年記念論集、平二)、松浦馨「民事訴訟による司法審査の限界」『紛争処理と正義』七頁以下(竜嵜還暦記念、昭六三)、「宗教上の地位・信仰対象をめぐる訴訟と法律上の争訟(一)」民商法誌九四巻二号八〇頁以下(昭六一)等も参照した。これ以前の文献については松浦・前掲〔竜嵜還暦〕八頁注11に詳しい。

(3) 中野貞一郎「司法権の限界と画定基準」民商法一〇三号一巻一号一七頁(平二)。

(4) 種徳寺事件判決と板まんだら事件判決の基本的な違いに注目する見解としては、新堂幸司「審判権の限界」『講座民事訴訟2』七頁、九頁(昭五九、弘文堂)、高橋・前掲〔注(2)〕二〇五頁以下、同「審判権の限界」法学教室一一九号九二頁以下(平二)等がある。なお慈照寺事件判決と種徳寺事件判決の違いについては新堂幸司「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権」新堂編『特別講義民事訴訟法』一八四頁以下(昭六三、初出は昭五七)。

(5) 種徳寺事件判決と板まんだら事件判決との間に関連性があることについては、種徳寺事件判決の判例解説である吉井直昭・最高裁判例解説民事篇昭和五五年度一二頁注三参照(昭六〇)。

(6) 魚住・前掲〔注(2)〕一六三頁。

(7) 高橋・前掲〔注(2)〕二〇六頁。

(8) 竹下・前掲〔注(2)〕書研三〇頁以下。

(9) 山本弘「本件判例解説」法教一四三号一一三頁(平四)。

(10) 本件判例掲載誌である判タ七七八号一五一頁は「本判決の結論は、従来の判例に照らして目新しいものではないが、宗教判例の一つに加えられるべきものといえよう」と述べている。

(11) 本文で行った従前の議論の分類は注(2)に挙げた文献、特に竹下・書研二九頁以下を参考に纏めたものである。この問題に関する最近の判例研究については注(2)に列挙したが、それらは判例だけでなく学説についても詳細に報告している。本稿において特にそれらに付加したり、反対する必要がないことを考えると、本稿で敢えてそれを再現する必要はないように思う。判例、学説の詳細はそれらに譲り、ここでは判例、学説の出典は注記しないで、以下においては前注までに挙げた文献の中で代表的なもののみに止める。本来なら学説として挙げられるべき古い文献が、本稿で挙げられていないのはこのような理由に基づく。

(12) 学説としては新堂・前掲〔注(4)〕特別講義一八七頁、同・前

掲〔注(4)〕講座二〇頁。

(13) 松浦・前掲〔注(2)〕民商法一〇五頁、伊藤・前掲〔注(2)〕六頁、八頁以下。なお種徳寺事件判決で判例としての意味を否定されたが、この立場の判例としては名古屋地判昭五一・四・一六判タ三三七号一〇四頁(聖心布教会事件)、大阪高判昭五二・五・二六判タ三五九号二三六頁＝判時八六一号七六頁(生野カソリック教会)、名古屋高判昭五五・一二・一八判時一〇〇六号五八頁＝判タ四三〇号六二頁（聖心布教会事件控訴審）等がある。

(14) 実体判断で判断される項目を含めて、この説の詳細は竹下・前掲〔注(2)〕書研二〇頁以下、同・前掲〔注(2)〕民商法一二一頁以下。

(15) 既に注(2)～注(4)で明らかなように、また注(11)で述べたように、この問題については多くの人が多くのことを論じており、それぞれの立論の論拠は既に周知のように思われる。そこで以下のそれぞれの論拠はこれらを基にした私の整理であるが、基になった出典を注記することは徒に煩雑になるので、省略する。

(16) 宗教上の地位が社会生活上の権利、利益を伴う場合について法律上の争訟として確認の対象は何かという問題があるが、これについての学説の状況は竹下・前掲〔注(2)〕書研四七頁注9に詳しい。いずれにしても、問題は例えば「住職」という地位は純粋な宗教上の地位なのか、それとも個別的法律関係の前提となる法律関係かということになるが、高橋教授は判例、学説の対立につき「判決の読み方、『住職』の語の理解による」（前掲〔注(2)〕リマークス二〇五頁）と指摘する。石川明教授は蓮華寺事件判決の判例研究において種徳寺事件判決を批判して、宗教団体の内部的地位といっても純宗教的内部的地位に限られるのでなく、「宗教法人上の包括的法的地位」が存在すると主張している（本誌六三巻八号九四頁〔平二二〕）。なお石川教授は、「包括的基礎的法律的地位」とも表現している（前掲書九九頁）。

(17) 伊藤眞「宗教団体の内部紛争に関する訴訟の構造と審判権の範囲」宗教法学一〇号一六七頁以下（平三）。

(18) これに対して加藤哲夫・法セ一四五二号一三八頁は本件判例に賛成する。

坂原　正夫